

諮詢庁：文部科学大臣

諮詢日：平成30年8月17日（平成30年（行情）諮詢第368号）

答申日：平成30年10月24日（平成30年度（行情）答申第282号）

事件名：「ドッジファイルの用語の定義その内容がわかる文書（補正に使用したもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課に対する開示請求 ドッジファイルの用語の定義その内容がわかる文書（補正に使用したもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月14日付け29受文科初第3663号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、本件対象文書である。

本件対象文書につき、存在のため、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書は特定課において法令上作成が義務付けられているものではなく、また念のため課内の執務室、書庫等を探索したが、本件対象文書の内容に係る文書の存在は確認できなかった。

3 原処分に当たっての考え方

以上のことから、本件対象文書が存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年8月17日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月21日 | 審議 |
| ④ 同年10月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていたが、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮詢庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮詢庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を特定課に対して求めるものであるところ、その趣旨は、別件の開示請求に係る補正において使用された「ドッジファイル」という文言に関して、その定義等が記載された文書の開示を求めているものと想定されるものの、特定課において、当該請求に関連すると考えられる文書の検索を行政文書ファイル管理簿にて行うとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ また、諮詢に際し、改めて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる文書を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

ウ なお、審査請求人が掲示する特定課において、本件対象文書を作成する法令上の義務や慣例等はない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮詢庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聰、委員 泉本小夜子、委員 山本隆司